

ジム屋の“ネバリ”が必要なときも…

法律事務所職員 南里 穎司

私の勤務する事務所は弁護士約20名の大所帯の事務所だ。事務局員の携わる業務も、破産・債務整理から執行、保全、登記などと幅広い。仮処分や建物明渡等で数多く現場の立ち会いもやってきた。ひとつの経験を紹介させていただく。

◇◇◇ とある仮処分事件

依頼者は、自らも居住する建物の一部の居室を某会社に賃貸していた。しかし、いつの間にかその会社は実態がなくなり、その会社の債権者を名乗る人物が住み着くようになった。本案訴訟に先立って占有移転禁止の仮処分の申立てがなされ、弁護士の復代理として、その執行に立ち会った。

当日、執行官と待ち合わせ、当該居室の玄関前に立つ。執行官がインターホンを押す。応答がない。何度か呼ぶが応答がない。これは解錠して中へ入ることになるかと思ったとき、インターホンで若い女性の声が応答した。仮処分の債務者は男性である。その女性は債務者がいないことを繰り返すだけ。執行官は首を傾げる。何かのキッカケを掴まなければならない。

◇◇◇ 待ったなしの現場対応

インターホンごしに女性に対し、なぜここに住んでいるのか、正当に賃貸して住んでいるのではないこと等々の話をした。そんなことをややしつこく言っていると、その女性はついに泣き声になってしまった。とその時、男性の声がその女性に替わって応答したのだ。それがまさしく本件仮処分の債務者であった。これはネバった甲斐があった。その後も、債務者が玄関を開けることを渋り、1時間以上やりとりをした。途中、事務所にいる弁護士に困難な状況を伝え指示を仰ぐと、執行官に執行法上の強力手段を用いてもらって貫徹するようにとの“叱咤

激励”的指示を受けた。

確かに待ったなしの状況である。今日不能となったら占有を変えられるかもしれない。現場は事務所から電車を乗り換えて優に2時間かかる場所。今日決めるしかない。その後、時間はかかったが、債務者も自分の「会社」へ連絡したりして、ようやく「落城」となった次第である。

私がこの立ち会いを通じて思ったのは、事務職員の働きにもネバリが必要なときがあるということだ。弁護士の指示が大前提ではあるが、場面によって待ったなしの対応を迫られることがある。大変だけど、職員として可能な限りのことをやり、やり遂げたときにはやりがいを感じる場面もある。

待ったなしといえば、法律事務所は1枚の書類の意味がたいへん重い。1枚の書類について私も何度もミスをおかしたことがあるし、1枚の書類のためにたいそう肝を冷やしたこともある。弁護士の補助の仕事とはいえコワイ職場である。

◇◇◇ 力をつけ仕事をおもしろく

最後に、私は法律事務職員は手続き面に精通することが当然に大切だと思う。一方で、できれば民法や刑法等実体法のある程度の知識は持っていたほうがよいと思う。学習は大変なことだと思うが、手続きが深く理解できるし、仕事がおもしろくなるし、いろんな場面で自信を持って仕事に臨むことができると思うからだ。事務職員の新しい研修制度づくりの中でも検討していただけたらと思う。